

建築基準法（昭和25年法律201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により，道路の位置の指定を，次のとおり廃止しました。

【R 8 . 6 月廃止分】

	廃止年月日	指定者	指定番号	申請者の住所及び 名称並びに代表者 の氏名	道路の位置	道路の延長 (メートル)	道路の幅員 (メートル)
1	令和 8 年 6 月16日	始良・伊佐 地域振興局長	始良伊佐- 2026- 2 号	霧島市隼人町住 吉167番地2A棟 嶺元 京子	始良市加治木町反土 字新田 4 番・15番合 併381、4 番・15番合 併383	34. 80	4. 00